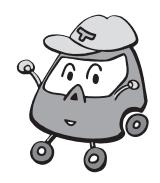
HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

兵ト協ニュース

2010.5 No. **286**





もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 倉庫等において設置されているエレベーターについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(総 務) 6月1日から10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です。	
守ろう!電波のルール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(環 境) 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行	
自粛について(要請) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(全ト協) 運輸安全マネジメント評価を行う第3者機関の認定について ・・・・・・・・・	8
○ 自動車事故対策機構からのお知らせ	10
○ 神戸市消防局からのお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○ 事務局からのお知らせ	
平成22年度「安全性優良事業所(Gマーク)」認定申請に係る研修会のご案内 ·····・・	12
「法令研修会及び下請・荷主適正取引研修会」のご案内について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
運輸安全マネジメント研修会のご案内	16
原油・原材料価格の変動、景況悪化情勢に伴う融資の信用保証料及び	
利子補給助成について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
平成22年度より運行管理者試験問題の合格基準及び出題方法が変わります・・・・・・・	
第38回 トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
平成22年度トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査	
助成制度実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
平成22年度 安全装置等導入促進助成金交付要綱 ······	
平成22年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
平成22年度 ドライブレコーダー機器導入助成金交付要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
平成22年度 低公害車導入促進助成事業について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
国土交通省「平成22年度低公害車普及促進対策費補助金」について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
「優良自動車運送事業者表彰」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き、定規」贈呈式を行いました ···・・	47
○ 陸災防のページ 「笠00円」と終っ、 ちょうし 実に辞せ よるし 発根 (世帯) 選ばる 草焦	40
「第29回 近畿フォークリフト運転競技大会」参加(推薦)選手の募集・・・・・・・・・・	
フォークリフト運転技能講習会(31時間講習)のお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
はい作業主任者技能講習会のお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 会員だより ····································	
○ 協会日誌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ЮΙ



∞≡∞ 行政からのお知らせ ζω≡∞



国土交通

国住指第4884号 平成22年3月29日

社団法人 全日本トラック協会 会 長 中西 英一郎 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

倉庫等において設置されているエレベーターについて

最近、特に工場や倉庫等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、 建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーター(以下「違法設置エレ ベーター」という。)による死亡又は重大な人身事故が発生しております(別紙1参照)。

昨年2月25日に発生した兵庫県姫路市の食品工場において発生したエレベーター死亡事故を受 け、当該エレベーターの製造者が設置したエレベーターについて緊急点検を実施したところ、現 存が確認された22基すべてが確認・検査を受けていないとともに、安全装置の不備等の実体違反 を伴っていたことが報告されました。

このような違法設置エレベーターについては、安全性が確認されないまま同様の事故が発生す ることが懸念されることから、国土交通省では、厚生労働省と連携し違法設置エレベーター等に ついてそれぞれが把握している情報を相互に提供することとするとともに、都道府県及び特定行 政庁に対して、違法設置エレベーターに係る情報収集及び違法設置エレベーターを把握した場合 には所要の措置を講じるよう要請いたしました。

貴協会におかれましても、会員に対し、倉庫等において設置されているエレベーターについて、 違法設置エレベーターに該当するものがないかどうか確認するよう周知していただきますよう御 協力願います。

なお、違法設置エレベーターがある場合には速やかに特定行政庁に報告するとともに、違法状 態を放置して当該エレベーターで事故等が発生した場合、関係者は刑事責任を問われる可能性が あることに御留意下さい。

違法設置エレベーターにおける最近の事故事例

別紙1

発生日	発生場所	用途(建築物)	事故の概況等	確認·検査 等の有無	基 準 不適合
09/2/25	兵庫県姫路市	工場	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 従業員が2階の乗り場から1階にあったかごの天井に転落し、昇降路壁とかごに挟まれ死亡。	無	有
09/4/20	青森県青森市	旅館倉庫	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 従業員が1階から2階に上がる際、 かごの鉄製柵と1階天井部に上半 身を挟まれ死亡。	無	有
09/5/12	静岡県沼津市	倉 庫	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 経営者がかごの上枠と2階の床に 頭を挟まれ死亡。	無	有
09/5/23	鹿児島県	住 宅	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 利用者が2階から1階に下ろした かごと1階の床の間に挟まれ死亡。	無	有
09/5/30	静岡県静岡市	作業所	【被害者】 1名(重体) 【事故の概況】 従業員が2階において、かごの上 枠と乗り場柵の隙間に首を挟まれ 意識不明の重体。	無	有
09/6/4	大阪府八尾市	工場	【被害者】 1名(重体) 【事故の概況】 従業員が2階において、かごの上 枠と乗り場柵の隙間に首を挟まれ 重体。	無	有
09/11/16	北海道小樽市	工場	【被害者】 1名(死亡) 【事故の概況】 従業員がかごの床と1階天井の間 に頭と腕を挟まれ死亡。	無	有
10/1/13	京都府京都市	工場	【被害者】 1名(重傷) 【事故の概況】 利用者が3階の乗り場から1階に あったかごの天井に転落。	無	有

別紙

平成21年6月15日 兵庫県下 特定行政庁等連絡会議

事業者の皆様へ

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が 適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請 等の手続がされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス(法令遵守)が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工 場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告 書と、建築基準法に基づく手続(建築確認、完了検査、定期検査報告)を適正に行っていただき ますようお願いします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している12市又は県の担当部 署までお願いします。

建築基準法では、

- ・簡易リフト
- ·1t未満のエレベーター

についても、原則として、<u>建築確認、完了検査、</u> 定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	TEL
神戸市内	神戸市 建築安全課	078-322-5649
尼崎市内	尼崎市 建築指導課	06-6489-6647
姫路市内	姫路市 建築指導課	079-221-2549
西宮市内	西宮市 建築指導グループ	0798-35-3701
伊丹市内	伊丹市 指導課	072-784-8156
明石市内	明石市 建築安全課	078-918-5046
加古川市内	加古川市 建築指導課	079-427-9264
宝塚市内	宝塚市 建築指導課	0797-77-2083
川西市内	川西市 建築指導課	072-740-1207
三田市内	三田市 建築指導課	079-559-5119
芦屋市内	芦屋市 建築指導課	0797-38-2114
高砂市内	高砂市 建築指導課	079-443-9035
上記以外の市町	兵庫県 建築指導課	078-362-3609

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

	上用工仏と注来生十仏の旧と	_ ////		
項目	労働安全衛生法	建築基準法		
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター (一般公衆の用に供されるものは除 く)で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機(用 途、積載荷重にかかわらず)		
	 エレベーター かごの面積1m²超かつ高さ1.2m超 簡易リフト かごの面積1m²以下又は高さ1.2m 以下 	 エレベーター かごの面積1m²超又は高さ1.2m超 小荷物専用昇降機 かごの面積1m²以下かつ高さ1.2m 以下 		
区分	高 高 高 1.2 さ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	高 高 1.2 さ 1.2 さ 1.2 1 小荷物専用昇降機 エレベーター 低 1.0M ² 小 ← 面積 → 大		
	小、 面積 /八	※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。		

総 務

6月1日から10日は 電波利用環境保護周知啓発強化期間です。 守ろう! 電波のルール

総務省 近畿総合通信局

電波利用環境保護周知啓発強化期間中は、特に電波利用に関する周知・啓発活動を集中的に行うとともに不法無線局の取締りを強化することにより、正しく無線局を運用している電波利用者を不法無線局による混信その他の妨害等から保護し、良好な電波利用環境を推進します。

当期間中は、各府県警察及び海上保安庁の協力を得て、不法無線局の取締りの強化を図ります。



環 境

大気第1021号 平成22年4月7日

(社) 兵庫県トラック協会会長 様

兵庫県農政環境部環境管理局長

光化学スモッグ広報等発令時における 自動車の運行自粛について (要請)

環境保全行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、光化学スモッグが発生するおそれのある4月20日から10月19日までを特別監視期間として、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」に基づき、右記のとおり広報等の発令を行うこととしております。

光化学スモッグ広報等が発令された場合、固定発生源である工場・事業場については、窒素酸化物排出量を削減するよう要請しております。

一方、窒素酸化物を排出する自動車についても、発令時の削減を効果的に実施するために運行 自粛または代替交通機関等の利用等、自動車の保有者及び運転者による積極的な協力が不可欠で す。

つきましては、趣旨を充分にご理解くださいまして、貴会員に対し、下記事項についてご周知いただき、光化学スモッグ広報等発令時においては、自動車運行の自粛がより効果的に実施されますようご協力をお願いします。

記

光化学スモッグ広報等発令地域への自動車の乗り入れ自粛及び 同地域内での自動車の運行自粛

兵庫県 農政環境部

環境管理局 大気課 大気環境係

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL: 078-341-7711(内線 3369)

FAX: 078-362-3966

1 光化学スモッグ広報等発令対象地域

神戸市(東部・西部・垂水・北部)、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

2 光化学スモッグ広報等の種類

種類	発 令 基 準
光化学スモッグ予報	測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注 意報の発令基準に達するおそれがあると判断され るとき
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以 上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続 すると認められるとき
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以 上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続 すると認められるとき
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以 上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続 すると認められるとき

3 広報等発令の周知方法

- (1) テレビ、ラジオによるスポット放送
- (2) 市、町の広報車による巡回放送
- (3) 兵庫の環境ホームページ(URL:http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/)に掲示
- (4) 交通情報掲示板に掲示 等



全ト協

運輸安全マネジメント評価を行う第3者機関の認定について

独立行政法人 自動車事故対策機構 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 株式会社 損保ジャパン・リスクマネジメント 財団法人 日本品質保証機構

(参考)

全 · 協発412号(環) 平成21年11月11日

都道府県トラック協会長 殿

(社)全日本トラック協会 会 長 中 西 英一郎

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価 を行う第三者機関の認定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にに関し、種々ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」は平成21年10月 27日付け全ト協発第398号(環)にて送付致しましたが、試験的に第三者機関による安全マネジ メント評価の実施を認める措置の導入等が盛り込まれております。

この度、国土交通省から、評価を行う第三者機関として、独立行政法人自動車事故対策機構を認定したとの通知がありましたので連絡いたします。

つきましては、貴協会におかれても傘下の会員事業者に対し周知徹底方よろしくお願い申し 上げます。

敬具

(参考)

全ト協発第18号(環) 平成22年4月7日

都道府県トラック協会長 殿

(社)全日本トラック協会会 長中西英一郎

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う 第三者機関の認定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に関し、種々ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」は試験的に第三者 機関による安全マネジメント評価の実施を認める措置の導入等が盛り込まれております。

この度、国土交通省から、評価を行う第三者機関として、下記三者を認定したとの通知がありましたので連絡いたします。

つきましては、貴協会におかれても傘下の会員事業者に対し周知徹底方よろしくお願い申し上 げます。

敬具

記

運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関として認定された機関

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント 財団法人日本品質保証機構

(平成22年3月31日付け)

自動車事故対策機構からのお知らせ

平成22年度 出張適性診断計画表

独立行政法人 自動車事故対策機構兵庫支所

地区名	回数	実施年月日		実施	回数	実施場所	実 施 会 場 名	備考																					
地区石	四奴	7	大 旭 寸	· 刀 口	午前	午後	大心物的	大 旭 云 物 石	加巧																				
				20日 (火)	×	0																							
	1	平成22年	4月	21日 (水)	0	0																							
				22日 (木)	0	Δ																							
				24日 (月)	×	0																							
	2	"	5月	25日 (火)	0	0																							
				26日 (水)	0																								
				22日 (火)	×	0																							
姫路地区	3	"	6月	23日 (水)	0	0	姫路市	姫路自動車整備教育会館																					
				24日 (木)	0	Δ																							
				24日 (火)	×	0																							
	4	"	"/	"	"	"	"	"	"	"	"	"/	"	8月	25日 (水)	0	0												
																						26日 (木)	0						
				27日 (月)	×	0																							
	5	"	"	11	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	9月	28日 (火)	0	0			
				29日 (水)	0	Δ																							
養父地区	1	平成22年	5月	13日 (木)	×	0	養父市	JAたじま総合営農センター																					
食入地区	1	1	3/1	14日 (金)	0		食人巾	JA/こしょ心 日 呂 辰 こくノ																					
丹波地区	1	平成22年	6月	2日 (水)	×	0	丹波市	丹波の森公苑																					
/ 1 //久/四位	1	1 190,44	0/1	3日 (木)	0	Δ	73 102 113	/ J 1/X × ノ 木木 ユ クピ																					
赤穂地区	1	平成22年	6月	14日 (月)	×	0	赤穂市	赤穂商工会議所																					
///心地区	1	广风44平	υд	15日 (火)	0	\triangle	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	勿"心四"上五时//																					
洲本地区	1	平成22年	9月	2日 (木)	×	0	洲本市	市民交流センター																					
加州中地区	1	1 次22十	3/1	3日 (金)	0	\triangle	1/11 4 III	申及文価センター																					

※注1 会場予約の関係等により、年度途中で実施会場及び日程に一部変更が生じることがあります。

※注2 診断種別については、『○』が一般·初任·適齢診断を実施、『△』が一般診断のみ実施となります。

神戸市消防局からのお知らせ

神戸市消防長

村上正彦

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、6月6日(日)から6月12日(土)までの1週間「危険物安全週間」を展開いたします。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、当運動への協賛と御支援をお願い申しあげます。

事業所の皆様へのお願い

■ 広報宣伝

- ●立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に掲出してください。
- ●始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の 意識の高揚に努めてください。

2 自主点検の実施

- ●危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- ●危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- ●定期点検の実施記録を整備・保存してください。

3 研修会等の開催と参加

- ●社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- ●消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

4 消防訓練の実施

- ●危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難 訓練を実施してください。
- ●訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の 教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- ●訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。

(立看板作成例)

危 険 物 安 全 週間 六月六日~十二日

事務局からのお知らせ

平成22年度

「安全性優良事業所(Gマーク)」認定申請に係る研修会のご案内

これからの貨物運送事業者は、今まで以上に「安全性」の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 ((社)全日本トラック協会) では、平成15年7月から利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするため、事業者の安全性を正当に評価して認定・公表する「安全性優良事業所」の認定制度をスタートさせました。

「安全性優良事業所(Gマーク)」認定のシンボルマークは、高評価を得た事業所にのみ与えられる"安全性"の証です。

つきましては、平成22年度の認定申請に係る研修会を下記のとおり開催致しますので、ご案 内申し上げます。

なお、出席を希望される方は、別紙申込書により(社)兵庫県トラック協会適正化事業部まで お申し込み下さい。

※お詫び

4月号のニュースで掲載すべき所を手違いで遅くなりました事をお詫び申し上げます。

記

1. 姫路会場

日 時 平成22年5月13日(木) 13時30分~(13時受付)

場 所 (社)兵庫県トラック協会西部研修センター 2階大会議室

2. 神戸会場

日 時 平成22年5月18日(火) 13時30分~ (13時受付)

場 所 (社)兵庫県トラック協会 3階大会議室

3. 但馬会場

日 時 平成22年5月19日(水) 13時30分~

場 所 和田山ジュピターホール (13時受付)

◎ 申込先・問い合わせ先

〒657-0043

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(社)兵庫県トラック協会 適正化事業部

TEL (078) 882-5556

FAX (078) 882-5565



「安全性優良事業所」認定のシンボルマークは、高評価を得た事業所にのみ与えられる"安全性"の証です。

"G"の由来はGood「よい」、Glory「繁 栄」の頭文字「G」を取ったものです。

『平成22年度貨物自動車運送事業 安全性優良事業所(Gマーク)研修会』申込書

社)兵庫県トラック協会 適 正 化 事 業 部 宛 (FAX 078-882-5565)	
※申込み会場に○印を付けて下さい	
◎ 5月13日(木) 13:30 ~ 姫	
◎ 5月18日(火) 13:30 ~ 神	
◎ 5月19日(水) 13:30~ 但	馬会場()
会社名	
電話番号	
参加者名	
罗加 有 有	
支 部 名	

『法令研修会及び下請·荷主適正取引研修会』 のご案内について

昨年示された、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき逐次実施される法令改正など各種施策施行されていることから、近畿運輸局の担当官による法令研修会を、又適正取引推進の取り組みとして公正取引委員会から講師を招き下記のとおり研修会を開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

なお、出席される方は、**申込書別紙(次ページ)**をコピーしてご使用いただき、6月4日(金)までに FAX 078-882-5565 にお申し込み下さい。

記

§ 式次第

1 『運行管理の徹底について』

13:30~14:20

講師:近畿運輸局自動車監査指導部

首席自動車監査官

《休憩》

14:20~14:30

2 『下請法及び物流特殊指定が適用される取引について』

14:30~16:00

講師:公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 下請課長担当官

3 公正取引委員会の個別相談

30分程度

【神戸会場】

日時 平成22年6月8日(火) 13時から 場所 (社)兵庫県トラック協会 3階大会議室 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL078-882-5556

【姫路会場】

日時 平成22年6月9日(水) 13時から 場所 (社)兵庫県トラック協会西部研修センター 2階大会議室 姫路市中地字村東26-1 TEL079-292-0797

『法令研修会及び下請・荷主適正取引研修会』申込書

社) 兵庫県トラック協会	
適正化事業部宛	
$(\ 0\ 7\ 8\ -\ 8\ 8\ 2\ -\ 5\ 5\ 6\ 5\)$	
※申込み会場に○印を付けて下さ	4/7
◎ 6月8日(火)13:30~神戸会与	場()
◎ 6月9日(水)13:30~姫路会対	
会 社 名	
電話番号	
, S H4 E 3	
& Lo to A	
参加者名	
支 部 名	
7 T F	

運輸安全マネジメント研修会のご案内

平成18年10月より運輸安全一括法が施行されたことに伴い、当協会事業者の大多数を占める中小規模事業者にあっては、平成19年4月から運輸安全マネジメントに取り組むことが求められています。

運輸安全マネジメントは、経営トップから現場まで一丸となって安全マネジメント体制を構築 し、その状況を評価し、改善を図っていく仕組みを導入することで輸送の安全性の向上 (スパイラルアップ) を図っていくものです。

トラック輸送の安全性確保については、荷主をはじめ社会全体の関心も高く、安全最優先を主旨とする運輸安全マネジメントの取り組みについても注目される状況となっています。

つきましては、標記研修会を下記のとおり開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、出席される方は、**申込書別紙(次ページ)**をコピーしてご使用いただき、6月15日(火) までに適正化事業部 FAX 078-882-5565 にお申し込み下さい。

記

§講習会

『安全マネジメントシステムの構築について』

講師:独立法人自動車事故対策機構 兵庫支所 アシスタントマネージャー 三ツ木 康智氏

【神戸会場】

日時 平成22年6月16日(水)13時30分から90分程度(13時受付)

場所 (社)兵庫県トラック協会研修センター3階大会議室 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL078-882-5556

【姫路会場】

日時 平成22年6月17日(木)13時30分から90分程度(13時受付) 場所 (社)兵庫県トラック協会西部研修センター 2階大会議室 姫路市中地字村東26-1 TEL079-292-0797

『運輸安全マネジメント研修会』申込書

(社) 兵庫県トラック協会	
適正化事業部宛	
$(\ 0\ 7\ 8\ -\ 8\ 8\ 2\ -\ 5\ 5\ 6\ 5\)$	
※申込み会場に○印を付けて下	うさい
◎ 6月16日 (水) 13:30~神戸	î 会場()
◎ 6月17日(木)13:30~姫路	·会場 ()
会 社 名	
A 11 11	
電話番号	
参加者名	
支 部 名	

原油・原材料価格の変動、景況悪化情勢に伴う融資の 信用保証料及び利子補給助成について

原油・原材料価格の変動、景況悪化情勢に伴い、経営安定に支障が生じている中小企業者を対象に、 兵庫県等の「経営円滑化貸付制度」及び国のセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項 第1号~第8号)に対する信用保証協会の保証を得た保証料の一部及び融資利率の利子の一部を助成 する事業を実施します。

1 助成額

- ア 信用保証協会の保証を得た<u>保証料の2分の1</u>とし、その額が<u>20万を超えるときは20万円を限度</u>とする。
- イ 利子補給率は、年0.6%とする。 ただし、利子補給については、兵庫県内の金融機関からの融資に限る。
- 2 対象となる融資

兵庫県等の「経営円滑化貸付制度」及び国のセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項第1号~第8号)で認定された経営上必要な運転資金

3 対象者

会員事業者で、上記の対象融資を受けるため信用保証協会の保証を得て保証料等を支払った者

4 事業期間

平成22年4月1日から平成23年2月28日までの保証料及び利子補給助成に対する事業とする。 ただし、資金繰り支援対策の一環として実施するものであり、平成22年1月以降の借入に対する保証料等についても審査のうえ実施する。

5 助成金の交付申請

「信用保証協会保証料助成申請書」及び「金融機関利子補給助成申請書」により所属する兵ト協支部を経由して随時行うものとする。

6 その他

詳しくは、要綱等関係書類について、先日送付しました近代化基金融資関係書類に同封しております。 ただし、他府県本社の事業者の方は別便で郵送します。

> 担 (社) 兵庫県トラック協会 経理部 本岡 TEL078-882-5556

平成22年度より運行管理者試験問題の 合格基準及び出題方法が変わります

運管試セ第55号の2 平成22年3月29日

各都道府県トラック協会 試験事務管理者 殿

> 財団法人運行管理者試験センター 会長 長 江 啓 泰

運行管理者試験問題の「合格基準及び出題方法の変更」について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営に格別のご指導、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、標記について、別添のとおり変更いたしましたので傘下会員に周知方お願いいたします。

敬具

<別添>

I. 合格基準について

今年度までの合格基準は、総得点が満点の60%以上(配点が1問1点で問題数が全体で30問あるため、30点満点で18点以上)であること及び出題分野毎にそれぞれ1問以上の正解が必要でありましたが、次年度以降は出題分野における「その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力(以下「実務上の知識及び能力」という。)」については、正解が2問以上に変更されます。

【参考】

2010年度以降の出題分野及び出題分野毎に必要とされる正解数

出題分野は次の5分野で、出題数は合計30問となります。

- 1. 試験の種類のうち「貨物」は貨物自動車運送事業法関係(正解1問以上) 試験の種類のうち「旅客」は道路運送法関係(正解1問以上)
- 2. 道路運送車両法関係(同上)
- 3. 道路交通法関係(同上)
- 4. 労働基準法関係(同上)
- 5. 実務上の知識及び能力(正解2問以上)

Ⅱ. 出題方法について

従来の出題方法は4つの選択肢の中から1つを選ぶ方法でしたが、今後はこれに加えて、問題の一部について、多くの選択肢から2つ以上を選ぶ方法、数値を選択してマークする方法等も出題します。

※変更点の詳細については、(財)運行管理者試験センターホームページ http://www.unkan.or.jp/でご確認ください。

〈第38回 トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ〉

標記大会を下記の実施要綱のとおり開催いたします。

出場希望者は、別添の申込用紙に必要事項をご記入の上、貴事業所が所属する支部まで平成22年6月7日(月)必着にてお申し込みください。

参加資格を審査するため、兵ト協事務局にて運転経歴証明書の申請を行いますので、必ず選 手本人の承諾を得た上でお申し込みください。

記

平成22年4月1日 制定

トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会

実 施 要 綱

【目的】

法規の尊重と運転技能及び整備点検技術の向上を図り、交通事故の防止と環境負荷の低減に努めるとともに、トラックドライバーとしての誇りをもたせ社会的責務を自覚させる。

【主 催】

社団法人兵庫県トラック協会

【後 援】

国土交通省神戸運輸監理部

兵庫県

兵庫県警察

財団法人兵庫県交通安全協会

(順不同)

【協 力】

いすゞ自動車近畿株式会社

神戸日野自動車株式会社

UDトラックスジャパン株式会社

三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう

(順不同)

【日時・会場】

日時 平成22年7月24日(土)9時~16時30分

会場 兵庫県警察本部運転免許試験場

明石市荷山町1649-2

TEL. 078 - 912 - 1628

【部門及び定員】

11トン部門、4トン部門、トレーラ部門、女性部門の4部門とし、各部門20名とする。

【出場選手資格】

- 1. 兵庫県トラック協会会員事業所在籍の運転者で勤務成績が優秀であること。
- 2. 参加申込日において、過去3年間人身事故を起こしたことがないこと。
- 3. 参加申込日において、過去1年間無事故無違反であること。
- 4. 各部門への出場は原則として1事業所1名とする。 但し、定員を超えた場合、より多くの会員に参加してもらうため、1会員あたりの参加数 を調整することがある。
- 5. 全国トラックドライバーコンテストで優勝した者、各部門を通じて2回出場している者等、 全国トラックドライバーコンテストの出場資格のない者は出場することができない。
- 6. 無資格者並びに参加申込日から大会当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者 の入賞は取り消すものとする。

【申 込 み】

出場選手が勤務する兵庫県トラック協会会員事業所が所属する支部の推薦による。

【表彰】

- 1. 選手表彰
 - (1) 兵庫県トラック協会長賞 各部門の入賞者(優勝~3位) ※同一会員の入賞者は各部門上位1名とし、以下は繰り上げとする。
 - (2) 各部門の優勝
 - ア. 兵庫県警察本部長・兵庫県交通安全協会長賞 (連名) 11トン部門の優勝者
 - イ. 神戸運輸監理部長賞 4 トン部門の優勝者
 - ウ. 兵庫県知事賞 トレーラ部門並びに女性部門の優勝者
 - (3) 特別賞(全日本トラック協会長賞) 全部門を通じて総合最高得点の者
- 2. 事業所表彰
 - (1) 兵庫県トラック協会長賞 各部門の入賞者(優勝~3位)が所属する事業所

【全国トラックドライバーコンテストへの推薦】

協会長が、当大会の結果を踏まえ出場資格要件を勘案し兵庫県代表を選出し推薦する。

【競技審査の概要】

1. 学科競技

60分の時間をもって、安全な交通の方法等に関する必要な知識の会得状況について単答式により試験する。

試験は、法規(道路交通法)、構造機能(車両)及び運転常識(プロドライバーとしての 一般的認識事項等)について行う。

2. 実科競技

- (1) 一定時間における運転の基本操作及び整備点検について審査する。
- (2) 審査内容は以下のとおりとする。

ア 運転技能

○審査の主眼

安全無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術について審査する。 満点は350点とし、運転競技採点表に基づいて減点方式にて採点する。

(ア) 運転操作及び法規履行

運転態度、安全措置、発進、制動、走行、車体感覚、通行区分、進路変更、直進・ 右左折(巻き込み防止措置を含む。)ハンドル操向、適切なシフトアップ、駐停 車等。

(イ) 競技車両

各部門の競技車両の車型は、選択制とせず当日示す。

但し、女性部門については、事前に車両クラス(2トン車、4トン車、11トン車、 トレーラ)を選択できる。

競技車両は、出場部門により以下の通りとする。

4トン部門:4トン車を使用

11トン部門:11トン車を使用

トレーラ部門:トレーラを使用

女性部門:事前に使用する車両クラスを選択。

(ウ) コース走行

幹線、模擬市街路のコース走行(発進、停止を含む。) 交差点通過(右折及び左 折を含む)、ホーム付け(車両後方の停止位置と停止板の距離確認)

各部門の持ち時間は、以下の通りとする。

4トン部門:10分 11トン部門:10分 トレーラ部門:11分

女性部門:2トンクラスについては7分、それ以外は同クラスの車両を使用する部門の持ち時間と同様とする。

イ 整備点検

○審査の主眼

車両の安全を確保するため日常点検整備について、点検箇所、点検内容(着眼) 等について審査する。

満点は200点とし、整備点検採点表に基づいて採点する。

- (ア) 日常点検基準等に規定する点検項目について審査する。
- (イ)競技時間は、8分とする。
- (ウ) 競技車両は、全部門とも4トン車を使用とする。

- 3. 競技の配点及び順位の決定方法
 - (1) 配点 1000点満点

ア 学科競技:法規200点、構造機能100点、運転常識150点

イ 実科競技:運転技能350点、整備点検200点

(2) 順位の決定方法

総合得点の上位順とし、同点の場合は次による。

ア 過去5年間免許歴を有し、かつ過去5年間無事故、無違反の者とする。

イ 高年齢者(同年齢者の場合は誕生日が先の者)とする。

4. 競技運営に係る統一基準

大会中は、兵庫県トラック協会が定める統一ゼッケンを着用すること。

※学科競技及び実科競技中の帽子の着用は自由とする。

【注意事項】

- 1. 学科競技・実科競技中は、選手と主催者側以外の者との接触は厳禁する。 これに違反した選手は失格とする。(付き添いや事業所の方は十分注意し、選手に近づか ないこと。)
- 2. 学科競技・実科競技会場(選手待機場所も含む。)への携帯電話等の通信機器の持ち込みは厳禁する。これに違反した選手は失格とする。
- 3. 学科競技会場への参考書の持ち込みは禁止する。
- 4. 運転競技コースの下見において、巻き尺等の使用は禁止する。
- 5. ゼッケンは、学科競技、実科競技、開会式、表彰式のすべてに着用する。 その他の場合においては、選手の自由とする。





平成22年度トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」 スクリーニング検査助成制度実施要綱

社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、(社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)が、会員事業者に雇用されている運転者・荷扱手等(以下「運転者等」という。)に対する「睡眠時無呼吸症候群」(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査を促進するため、(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)と協調して実施する助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、兵ト協会員事業者の兵庫県内営業所で雇用されている運転者等とする。

(助成対象検査・医療機関)

- 第3条 助成対象検査・医療機関は、兵ト協より全ト協へ申請を行い、専門医が在籍し適切な精 度管理を定期的に実施している等、全ト協が認めた検査・医療機関を指定する。
 - 2 全ト協及び兵ト協が指定する検査・医療機関は、別記「指定検査・医療機関」のとおり とする。

また、指定検査・医療機関の追加、取消し等については、随時、協会広報誌(兵ト協ニュース)に掲載するものとする。

なお、全ト協が指定する検査・医療機関が、個人情報保護法を厳守の上、データの集計 を行い、その結果に基づいて公衆衛生上有益な研究発表を行うことを認めることとする。

(助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)及び第二次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)とする。

(助成額及び人数)

- 第5条 助成金額は全ト協の助成額と合計して、次のとおりとする。
 - 1 第一次検査費用(上限1,000円/人)
 - 2 第二次検査費用(上限4,000円/人)
 - ※一会員あたりの助成人数の上限は、100名とする。

ただし、全ト協の助成(2,500円/人)は、助成人数の上限をもうけない。(全ト協助成枠として、別途、申込及び申請を行うこと。)

(申請受付等)

- 第6条 申請受付は随時行う。
 - 2 兵ト協は、助成限度額(予算)及び利用状況等を勘案して会員事業者の申請受付を行い、 予算枠に達し次第、本助成を締め切るものとする。

(助成適否の事前確認)

第7条 会員事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に兵ト協の確認を得 なければならない。

(検査の予約と申し込み)

- 第8条 会員事業者は、前条の確認を得た後、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書(様式1)」(以下「申込書」という。) を、兵ト協会長宛に提出する。
 - 2 申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約する。
 - 3 兵ト協は、会員事業者より提出された「申込書」を「トラック運転者等の睡眠時無呼吸 症候群スクリーニング検査申込一覧(様式2)」にとりまとめ、会員事業者が予約した検 査・医療機関に提出する。

(検査の受診)

- 第9条 会員事業者、申込者は、検査にあたり、「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込 書兼委任状 (様式3)」(以下「申込書兼委任状」という。) に署名・捺印し、正本を検査・ 医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。
 - 2 会員事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは交付する。
 - 3 申込書兼委任状の取扱については、検査・医療機関及び会員事業者、申込者は、個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

(助成金の請求)

第10条 会員事業者は、検査終了後、速やかに兵ト協会長宛に「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書(様式4)」(以下「申請書」という。)を提出する。

但し、助成金交付申請期限は平成23年2月20日までとする。

2 会員事業者は、申請書の提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び 領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第11条 兵ト協は、助成金申請書に基づき、全ト協と協調して、助成金を会員事業者に交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、当該事業に関する必要事項は、その都度、兵ト協がこれ を定める。

本要綱は、平成22年4月1日から遡及する。

※申請用紙等の各用紙については、兵ト協HPにてダウンロードまたは輸送事業部にお問い合わせ下さい。

<別記>

【指定 検査・医療機関】

全ト協指定 NPO法人 睡眠健康研究所 TEL. 029-851-2009

> NPO法人 大阪ヘルスケアネットワーク普及推進機構 (OCHIS) 〒536-0014 大阪市城東区鴫野西2-11-2 大阪府トラック総合会館 3 階 TEL. 06-6965-3666 担当:作本

兵ト協指定 新須磨クリニック

〒654-0046 神戸市須磨区村雨町5-1-4 TEL. 078-735-0010 担当:前田

財団法人 兵庫県予防医学協会 〒658-0046 神戸市東灘区御影本町4-4-20 TEL. 078-856-7210 担当:大塚

尼崎医療生協病院 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘11-12-1 TEL. 06-6436-1701 担当:山口

社団法人 日本健康倶楽部 和田山診療所 〒669-5202 朝来市和田山町東谷385 TEL. 079-672-5222 担当:藤木

医療法人社団 青州会 アイワ病院 〒661-0953 尼崎市東園田町4-101-4 TEL. 06-6419-0202 担当:中井

財団法人 神戸港湾医療保険協会 みなとクリニック 〒650-0041 神戸市中央区新港町13-2 TEL. 078-392-8621 担当:岡崎

平成22年度安全装置等導入促進助成金交付要網

社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条(社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)と協調し、危険予測に効果があると思われる安全装置等を装着導入した会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象装置)

- 第2条 助成の対象となる安全装置等は、原則として平成22年度に導入した次の各号に掲げる装置とする。
 - (1) 後方視野確認支援装置とは、次に掲げる機能を有し、全ト協が助成事業対象機器に指定している装置とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
 - ①後退時の後方視野が確保できること。
 - ② 運行時(前進も含む。)において、後方視野が確保できること。
 - ③ 概ねルームミラーの位置において、後方視野が確保できること。
 - (2) ふらつき注意換気装置、車線逸脱警報装置とは、国の補助対象と同一のものとする。
- (3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置とは、国の補助対象と同一のものとする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、1台あたり2万円を交付する。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

1会員の申請台数の上限は原則として20台とする。ただし、届出台数を超えないものとする。

(助成金の申請)

第4条 会員事業者は装置導入が完了したときは、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書」(以下「助成金交付申請書」という。)に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は**平成23年2月18日まで**とし、**助成金額が予算額に達した時点で締め切る**ものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、会員事業者から助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容 を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

- 第6条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (1) 後方視野確認支援装置 1年
 - (2) ふらつき注意換気装置、車線逸脱警報装置 4年
 - (3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置 4年

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

附則

本要綱は平成22年4月1日に遡及する。

【問合せ先】

兵 ト協 担当 = 輸送事業部 TEL 078-882-5556

「安全装置等導入促進助成金交付申請書」は、連絡いただければ送付いたします。 装着要件機能を有し、全ト協指定に無い場合は必ず事前にご相談ください。 ふらつき注意換気装置、車線逸脱警報装置・車両横滑り時制動力・駆動力制御装 置は国土交通省の補助対象です。



平成22年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

後方視野支援装置

平成22年4月1日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
(株)日本ヴューテック	リアヴューモニター 「対象機種」 TKVー S20、TKVーS20N、TKVーS30<但し、TKVーS30(OD)は除く> (注3)、TKVーS30D、TKVーS30DF ナイスヴューモニター 「対象機種」 : VWーS10、VWーS20、VWーSN20
市光工業(株)	セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900シリーズ、ST-800シリーズ、ST-500シリーズ (但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、ST-800Dは除く)
(株)アトム技研	ARGUS(A) 「対象型式」:ARGUS—0603AT ARGUS(B) 「対象型式」:ARGUS—0605BS
(株)ワーテックス	BACK EYE SYSTEM 「対象型式」 XL-702(天吊り型)、XL-703(天吊り型)、 TS706、TM706
クラリオン(株)	カメラ&モニターシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「ハイマウントモニター取付キット: LAA-057-100」が含まれること。(注1)
三菱電機(株)	カービジョン ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-5200、CM-7200(注1)
アールアンドピー(株)	ルームミラー取付タイプカラーバックカメラセット 「対象型式」 CR70500-R、CR70500-RA、CR70500-RB、CR70720-RA、 CR70720-RB、DVA-Comb01-RA、DVA-Comb01-RB、BE- RV200-RA、BE-RV200-RB
(株)アルファ・デポ	バックモニターシステム 「対象商品名」 AP-5000M、PHO-7200、AP-7000、AP-8000(注4)
ヤック(株)	バックモニターセット 「対象型式」 XC-M7SS、XC-M7SM、XC-M7SL、XC-M7SX、XC-M7SY、 XCM8SA、XCM8MA、XCM8LA、XCM8XA、XCM8YA
CBC (株)	ラウンドビューシステム「対象型式」 ZMC-RVS11N-20、ZMC-RVS11N-15、ZMC-RVS11S-20、 ZMC-RVS11S-15、ZMC-RVS22N、ZMC-RVS22S、ZMC- RVS33N、ZMC-RVS33S、ZMC-RVS44N、ZMC-RVS44S

- (注1)全ト協からクラリオン及び三菱電機には販売店より購入事業者に対し、装着明細書を発行するように依頼済み。 なお、その他メーカーに対しても、ルームミラー型と特定できるように名称や型式を納品書等に明記するよう依頼済み。
- (注2)TKV-S30(OD)はオンダッシュ方式のため対象外。識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV-S30(OD)」と明記されている。
- (注3) AP-8000の装着には、別途アタッチメント (AP-5002、AP-5023、AP-7070、AP-7075、AP-7080) が必要。AP-8000/odはオンダッシュ方式のため対象外。
- (注4) セイコープレシジョン社は22年3月31日をもって、後方視野支援装置の販売から撤退。今後は販売を行わない とのこと。もし、申請があった場合は連絡を下さい。

平成22年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置

平成22年4月1日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	運転集中度モニター
日野自動車(株)	車線逸脱警報装置
三菱ふそうトラック・ バス (株)	MDAS- Ⅲ(運転注意力モニター)

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	IESC
日野自動車(株)	RSA、VSC
UD トラックス(株)	NDSC

(注1) 三菱ふそうトラック・バス (株) のMDAS-Ⅲは、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置の両方の 定義を満たしていますが、助成にあたっては一つの装置とみなします。



!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から 5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!

平成22年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 (社) 兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。) は、事業用トラックの追突事故 を削減するために、(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。) と協調し、兵庫県 内に配置する車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置(以下「装置」という。) を導入した兵ト協会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、改正「前方障害物衝突軽減制動装置の技術指針」(平成17年 11月15日・国自技第181号)に適合した装置とする。

(交付額等)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、1台あたり11万円(兵ト協5万5千円、全ト協5万5千円)を交付する。

ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

兵ト協分の助成は、1会員あたり5台を上限とする。

(助成金の申請)

第4条 会員事業者は、装置導入が完了したときは、様式1「被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」(以下「助成金交付申請書」という。)に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は**平成23年2月18日までとし、助成金額が予算額に達した時点で締め切る**ものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、会員事業者から前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにそ の内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理 しなければならない。

- 2 会員事業者又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、 兵ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該装置が装 着の日から起算して4年を経過した日以降に発生したものについては、この限りではない。
 - (1) 助成金の申請内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に 違反したとき。
 - (2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
 - (3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
 - (4) 会員事業者が兵ト協を脱会したとき。
- 3 会員事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく兵ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、当該車両の兵庫県外への配置はもとより、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別 にこれを定める。

附則

本要綱は平成22年4月1日に遡及する。

【問合せ先】

兵 ト協 担当 = 輸送事業部 TEL078-882-5556

「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」は、連絡いただければ 送付いたします。

導入されましたら、事務局 (上記)まで、連絡いただきますようお願いいたします。 国土交通省の補助対象です。

平成22年度 ドライブレコーダー機器導入助成金交付要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 (社) 兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。) は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。) と協調し、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するドライブレコーダー機器(以下「装置」という。) を装着導入した会員事業者(以下「会員」という。) に対して助成金を交付する。

(対象装置)

- 第2条 助成の対象となる装置は、原則として平成22年度に導入した全ト協が助成事業対象機器 に指定している機種とする。(別表のとおり)
 - 2 装置の装着にあたっては、道路車両の安全基準に抵触しないことを条件とする。

(助成交付額及び助成対象数等)

第3条 助成金の交付額は、会員が、当該年度において新たに車両に装置を装着する場合、1台あたり兵ト協1万円、全ト協1万円とし、機器専用ソフトウェア(解析ソフト)に対しては上限2万円(兵ト協のみ)とする。

ただし、ソフトウェアの助成については、別途導入費用がかかった場合のみとし、助成金が装置の導入価格を超えず、かつ、他の機関の助成等を含めた助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施するものとする。

- 2 1会員あたりの助成対象上限数は下記のとおりとする。 装着装置 兵ト協助成 20台、全ト協助成 20台 ソフトウェア 兵ト協助成 1本
- 3 会費滞納者については、助成しないものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

- 第4条 会員は、兵ト協に対して、様式1「ドライブレコーダー機器導入助成金交付請求書」により、助成金を請求するものとする。
 - 2 助成金請求期限は、平成23年2月18日とし、助成金が予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、前条の「ドライブレコーダー機器導入助成金交付請求書」の提出があったと きは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員に対して助 成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 会員は、善良な管理者の注意をもって導入した装置を管理しなければならない。

2 交付の対象となった装置が、助成金の報告内容もしくはこれに付した条件に違反したときは、会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、装着の日から 起算して1年を経過したときはこの限りではない。

(財産処分の制限)

第7条 会員は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、兵ト協が 別にこれを定めるものとする。

(附則)

助成の対象は、平成22年4月1日以降導入した機器に適用する。

担当:輸送事業部

- ・「ドライブレコーダー機器導入助成金交付請求書」は、連絡いただければ送付いたします。
- ・ 装着要件機能を有し、全ト協指定に無い場合は必ず事前にご相談ください。
- ・トラック協会では、ドライブレコーダー、EMSの導入助成を行っておりますが、1台でドライブレコーダー、EMS機能を備えている機種は原則的にドライブレコーダー扱いとします。但し、国交省の技術基準に適合する運行記録計である場合は、EMSに区分されます。

平成22年度 対象機器一覧 (ドライブレコーダー)

平成22年4月1日現在

☆映像記録型ドライブレコーダー

機器メーカー名	機器名称	型 式	注)EMS 基準対応	備考
矢崎総業	ドライブレコーダー	YAZAC-eye2	_	
		YAZAC-eye2L	_	
		YAZAC-eye2E	0	
		YAZAC-eye2EL	0	
ホリバアイテック	どら猫	DR - 3031	_	
		DR - 3033	_	
		DR - 3033E	_	
		DR - 3033EV	_	
		DR - 3034E	_	
		DR - 3034EV	_	
		DR - 3034EX	_	
		DR - 3034EXV	_	
		DR - 5300	0	
		DR - 5400	0	
		DR - 9100	0	
		DR - 9100V	_	

	セイフティレコーダ	M68	0	SRVideo
データ・テック	DVRmini+	M605 (M603DR)	^	デジタコ(M603)とのセットは
	D v Kmini +	M003 (M003DK)	\triangle	M603DRと表記(EMS対応)
	HDDドライブレコーダー	CF - 2400A - A	Δ	EMS対応ソフト(CTA-039-100)
クラリオン	ドライブアイ	CF - 3100A - A	_	
		MU-04RD	0	クオリティービジョン
ナモルドウム	ドライブレコーダー	MU-04	0	クオリティービジョン
あきば商会		MU-01	0	クオリティービジョン
	デジタコビジョン	MAS – A1DR	0	
		DRU - 2011	_	
		DRU - 2012	Δ	EMS対応ソフト
		DRU - 2013	Δ	(ROM201E)
		DRU - 3011	_	
富士通テン	OBVIOUSレコーダー	DRU - 3012	\triangle	EMS対応ソフト
		DRU - 3013	Δ	(ROM301E)
		DRU - 3021	_	,
		DRU - 3022	\triangle	EMS対応ソフト
		DRU - 3023	\triangle	(ROM302EまたはSET302U)
		DT - 01	_	
オプテックス	ドライブトレーナー			EMS対応ソフト
		DT - G01	\triangle	(SW - D01, SW - VDT01)
	ドライブレコーダー	DA - 4000EMS	0	
		DA - 4000	_	1-8677-3268-0
		DA - 4000 (GPS)	_	1-8677-3269-0
アイ・シー・エル		DA - 4000 (HDD)	_	1-8677-3270-0
		DA - 4000		1 0000 0001 0
		(GPS+HDD)	_	1-8677-3271-0
		DRE - 100	_	
カヤバ工業	クルマメ	DRE - 120	0	
		DRE-400	0	
三菱ふそう	DVD:	QZ064602		デジタコ(QZ64660A)とのセットは
トラック・バス	DVRmini+	(QZ64680A)	\circ	QZ64680Aと表記
		DP - 101	Δ	EMS対応ソフト(SW-VD01,SD-S101)
ティー・エム・ピー	ドライビング・プロ	DP - 301A	Δ	EMS対応ソフト(TMS-5020)
		DP - 301C	Δ	EMS対応ソフト(TMS-5020)
ドライブ・カメラ	ドライブレコーダー	WN-WITNESS II	_	
Luna	ドライブレコーダー	LNP-1000	_	
3/4 143/3/	ドライブレコーダー	ER-X1/JM	0	
シナノケンシ	ドライブレコーダー	ER-X1/JCM	0	
コスモシステム	DRIVEN	DRS-0965	_	
ユピテル	ドライブレコーダー	DRY-R6	_	
市長電圧	クピレ	DR – 2G	_	
東信電気	クピレ	DR – 2GM	_	
n) = 2	7/4 7	DC - DR250 - DROP -		
コムテック	アイセーフ	002	_	
	1			<u> </u>

注) \bigcirc =対応 \triangle =ソフト等の条件を満たす場合に対応 -=非対応 ※上記以外の製品で別に定めた助成基準に該当する機器についても助成対象とする。

[※]解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。

平成22年度低公害車導入促進助成事業について

(社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)では、低公害車のさらなる普及促進を図ることを目的として、会員各位が、国土交通省と地方公共団体等による「低公害車普及促進対策費補助金」を利用して事業用低公害車を導入する場合に、国・自治体・(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)と協調し、通常車両価格との差額(価格差)の一部を助成いたします。

なお、低公害車導入に関するご相談は、すべて兵ト協が窓口となっておりますので、平成22年度中に下記に該当する低公害車の導入を計画されている会員各位におかれましては、必ず事前に(発注をかける前に:少なくとも登録予定日の1ヵ月前までに)事務局までご一報くださるようお願いいたします。

国土交通省の補助対象となる天然ガス自動車・ハイブリッド自動車の導入を計画されている場合、 事前に国土交通省への交付予定枠申請が必要となりますので、ご注意ください(39ページ参照: 平成22年6月末締切)。

記

1 助成の対象となる低公害車

車両総重量が2.5 t 超の事業用低公害車で次の車種を対象とする。

- (1) 天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼルからの改造を含む。) リース元 :LEVO*2
- (2) ハイブリッド自動車

: LEVO・民間リース会社

- (3) 自動車排出ガス規制による平成17年及び21・22年規制適合ディーゼル自動車*1:民間リース会社
 - *1(3)に掲げる車両への助成は兵ト協のみ実施(国・自治体・全ト協は助成対象外)
 - *2 (財)運輸低公害車普及機構

2 助成に関する主な条件

- (1) 兵ト協の会員(原則として、平成22年3月末現在で1年以上の会員資格を有すること。)であること
- (2) 助成を受ける車両の使用の本拠の位置が兵庫県内(神戸・姫路ナンバー)であること
- (3) 助成を受ける車両の登録は、平成23年3月15日までに完了すること また、購入による導入の場合は、車両代金の支払いなどの決済を車両登録日から3ヵ月以 内(最終平成23年3月末日まで)に完了すること
- (4) 次に該当するものについては、原則として助成の対象となりません。
 - ・ 割賦販売等により、自動車販売会社等に所有権が留保されているもの
 - ・ 手形により車両代金が支払われたもの
 - ・ 転貸リースにより導入したもの

3 車種・導入形態別の募集枠

天然ガス自動車	ハイブリッド゛自動車	平成17年及び21・22年 規制適合ディーゼル自動車	合	計
40台	30台	500台		570台

車種及び導入形態別の助成台数を超えた場合は、可能な限り予算の範囲内で調整する。

4 募集期間

平成22年4月1日~23年1月31日

先着順とする。予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了する。

5 助成金額

「平成22年度低公害車導入促進助成事業助成額表」のとおり。

6 助成台数の限度

会員各位の保有する兵庫県内登録(神戸・姫路ナンバー)の原動機付事業用車両台数(平成22年 1月8日現在)ごとに、以下の台数を限度とします。

保有車両台数	50台未満	50台以上 100台未満	100台以上 200台未満	200台以上
助成限度台数	5台	10台	15台	20台

7 申請手続きについて

申請手続きは、必ず事前に(発注をかける前に:少なくとも登録予定日の1ヵ月前までに)お願いいたします。

なお、すでに発注済みの車両については、助成金を受けることが出来ない場合があります。また、 すでに登録済みの車両については、助成金を受けることは出来ません(一部実績申請の認められたもの及び4月から6月までの間に登録された車両を除く。)ので、ご了承をお願いいたします。

* 申請手続きの流れ

交付申請 → 交付決定 → 発注・車両の登録・代金の支払(リース契約の締結)

→ 実績報告(車両登録日から30日以内) → 助成額の確定 → 交付請求 → 助成金の支払

8 助成金の交付について

車両登録完了後、所定の実績報告を経て助成の条件に適合すると認めたときは、**当該車両がリース**による導入の場合はリース契約先に対して、購入による導入の場合は会員に対して、それぞれ助成金を交付します。

ただし、自動車排出ガス規制による平成17年及び21·22年規制適合ディーゼル自動車への助成については、リース・購入の別を問わず、会員に対して助成金を交付します。

9 天然ガス自動車導入に関するご注意

天然ガス自動車は、満充填後の走行キロ数が約200kmと限定されることや、天然ガススタンドの立地 等の条件が限定されていますので、導入に際しては、事前に十分ご検討くださるようお願いいたします。

10 低公害車導入促進助成事業利用に関するご注意

会員各位又は助成金交付の対象となった車両が、次のいずれかに該当するときは、すでにお支払の済んだ当該車両に係る助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。また、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間(原則4年、最大積載量が2t以下にあっては3年)は、当該車両の兵庫県外への配置はもとより、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供することは出来ません(財産処分の制限)ので、ご注意下さい。

- (1) 助成金の交付決定内容もしくはこれに付した条件、又はその他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき
- (4) 会員が兵ト協を退会したとき(資格喪失による退会を含む。)

11 お問い合わせ・相談窓口

(社)兵庫県トラック協会 環境事業部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL. 078-882-5556 FAX. 078-882-5565

以上

平成22年度 低公害車導入促進助成事業助成額表

■天然ガス自動車(新車)

(単位=円)

最大積載量	価格差	国交省	全ト協	兵卜協	合 計
2 t クラス	923,000	461,000	154,000	307,000	922,000
4 t クラス	3,175,000	1,587,000	530,000	1,057,000	3,174,000

■天然ガス自動車(使用過程車改造)

最大積載量	価格差	国交省	全卜協	兵卜協	合 計
2 t クラス	923,000	307,000	100,000	100,000	507,000
4 t クラス	3,175,000	1,058,000	100,000	100,000	1,258,000

■ハイブリッド自動車

最大積載量	価格差	国交省	全ト協	兵卜協	合 計
2 t クラス	835,000	417,000	105,000	312,000	834,000
4 t クラス	2,697,000	1,348,000	338,000	1,010,000	2,696,000

■自動車排出ガス規制による平成17年及び21・22年規制適合ディーゼル自動車

最大積載量	兵卜協
2 t クラス	30,000
4 t クラス	60,000
8 t クラス	100,000

- ※1 天然ガス自動車・ハイブリッド自動車の導入にあたっては、自治体補助を利用できる場合があります。なお、 その場合、自治体補助相当額が全ト協及び兵ト協のそれぞれの助成額から減額されます。
- ※2 国交省補助の利用にあたっては、天然ガス自動車・ハイブリッド自動車を当該事業年度中に3台以上導入する必要(3台要件)があります。ただし、中小企業基本法による中小事業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下)であって、次のいずれかに該当する場合、前述の3台要件は緩和されます。
 - ・ グリーン経営認証登録(交通エコロジー・モビリティ財団)を受けた事業者
 - 安全性優良事業所(Gマーク:全国貨物自動車運送事業適正化実施機関)の認定を受けた事業者
 - ISO 9001/14001適合組織
 - その他、これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等を受けた事業者

国十交诵省「平成22年度低公害車普及促進対策費補助金」について

環境対応車の普及を促進し、地球温暖化対策、大気環境等の改善等を図ることを目的に、トラック事業者のCNGトラック、ハイブリッドトラック導入に対する支援を下記のとおり実施します。

記

1 補助対象となる車両

次のいずれにも該当するCNGトラック、ハイブリッドトラック

- ① 平成22年4月1日から23年1月31日までの間に登録する車両*1
- ② 地方公共団体等(トラック協会を含む)の補助を受けることが可能な車両(協調補助要件)
- ③ **CNGトラック、ハイブリッドトラックを平成22年度中に3台以上を登録****2(3台要件)
 - ※ 1 次世代自動車導入加速モデル事業の対象車両については3月31日までの登録が可能。
 - ※ 2 中小企業基本法による中小事業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下)であって、 グリーン経営、安全性優良事業所(Gマーク)、ISO等の認証を取得している場合は 3台要件が緩和されます。

2 補助金の額

通常車両価格との差額(価格差)の2分の1*

※「平成22年度低公害車導入促進助成事業助成額表」参照

3 申請方法

補助金の申請に関するスケジュールは以下のとおりです。

- ① 車両1台毎に交付予定枠申請を作成、提出(平成22年6月30日締切)
- ↓ ※トラック協会を経由
- ② 国土交通省が審査のうえ、交付予定枠の内定通知書を発行
 - → ※内定通知書は8月頃を目処に発行予定 内定の有効期間は、申請に記した登録予定日から30日以内 但し、8/31までに登録した車両は9/30が有効期限

4/1~12/31に登録する車両

(内定通知を受けたものに限る)

③ 実績申請書の作成、提出 (登録日から30日以内に提出)

※トラック協会を経由但し、8/31までに登録した車両は9/30が提出期限

1/1~1/31に登録する車両

(内定通知を受けたものに限る)

- ③ 通常申請書の作成、提出 (8/2から9/30日までに提出)
 - → ※トラック協会を経由
- ④ 実績報告書の作成、提出(登録日から30日以内に提出)

※トラック協会を経由

4 その他補助金申請に関する注意事項

- ① 明確な導入計画に基づき、交付予定枠申請を行ってください。
- ② 内定通知を受けた車両について登録予定日から30日以内に登録できなければ内定が失効されるため、交付予定枠申請時には若干の余裕をもって登録予定日を設定してください。
- ③ 国交省が交付予定枠申請を集計後、事業者毎の補助台数及び登録予定日を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行います。

以上

会員各位

(社) 兵庫県トラック協会 会 長 福 永 征 秀

「優良自動車運送事業者表彰」について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、近畿運輸局では良質な運送サービスの提供、安全対策、環境対策、福祉対策、地域 活動等に積極的に取り組み社会貢献等、優良な事業活動を展開されている運送事業者に対し て「優良自動車運送事業者表彰」を実施しています。

つきましては、下記表彰基準を満たす会員におかれましては、別紙申請書《様式2》(コピーのうえ記載して下さい。)に必要書類を添付のうえ、平成22年6月4日(金)まで当協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願い申し上げます。

近 畿 運 輸 局 優良自動車運送事業者表彰内規(抜粋)

1. 目 的

この表彰は、法令を遵守し、良質な運送サービスを提供するとともに、安全・サービス 対策、環境対策、福祉対策、地域活動等へ積極的に取り組んで、社会的貢献を果たしてい る自動車運送事業者に対し一定の評価を行うとともに、他の事業者にも同様の努力を喚起 することを目的とする。

2. 対 象

この内規は、近畿運輸局管内において、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく 許可又は認可を受けて事業を営んでいる者であって、優良自動車運送事業者表彰を受けよ うとする者に対して適用する。

3. 審查基準

表彰の審査基準は、次の各号による。

- (1) 許可又は認可を受けてから3年以上事業を継続している事業者であること。
- (2) 公示基準に定める車両数を保有していること。
- (3) 第一当事者として、自動車事故報告規則第2条(1)、(2)及び(3)に該当する事故を 1年間惹起していないこと。

- (4) 基準日前1年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと。
- (5) 良質な輸送サービスを提供していること。(基準日前1年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分が課されていないこと。また、事故等の苦情申告で示談に関しては、確実に解決の見込みがあり8月末頃までには解決していること。)
- (6) 道路運送法のみならず関係法令等(本省通達により示された指針等を含む。)の遵守に努め、適正な事業運営を行っていること。
- (7) 貨物運送事業者にあっては、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による直近の巡回指導による総合判定が「A」又は「B」と評価されていること。
- (8) 安全マネジメントの実施に伴い、安全管理規程義務付け対象となる事業者においては、 安全管理規程の設定、安全統括管理者の選任がされ、近畿運輸局等に届出(変更届出) がなされていること。その他の事業者においては、安全マネジメントの実施にあたっ ての指針が策定されていること。

また、外部に対し「輸送の安全にかかわる情報の公表」が毎事業年度経過後100日以内になされていること。

- (9) 基準日前1年以内において、別表に掲げる項目のいずれか1項目以上を満たし、社会的貢献を果たしていると認められること。
- (10) 原則として各団体・協会長の推薦を受けたものであること。

4. 基 準 日

前条の審査の基準日は、表彰を受けようとする年の3月31日とする。 ただし、審査基準日以降表彰までの間においても審査基準を満たしていること。

5. 表彰式

表彰式は、原則として、貨物自動車運送事業については毎年10月に執り行う。

【別表1】

[社会的貢献の項目]

- 3. 審査基準 (9) の項目については、対象車両又はシステム等を導入することにより、 条件に達した年度のみを表彰の対象とし、以下のとおりとする。
 - ①国が指定する低公害車を導入していること。

低公害車の導入は、貨物自動車運送事業者については、3台以上の車両数とする。 なお単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることが出来るが、 表彰対象年度も導入している事。(2回目以降の導入車両数も同数とする。)

②デジタル式運行記録計を活用して、省エネ対策や事故防止を図るため、エコドライブ管理システム(EMS)を導入していること。

デジタル式運行記録計の装着は、40台以上とする。ただし、保有車両数が40台に満 たない場合は、全車両に装着すること。 なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、 表彰対象年度にも導入していること。 (2回目以降の導入車両数も同数とする。)

- ③地球温暖化への取組として、事業用自動車から排出するCO2を削減するために、CO2の 削減計画を策定し、3ヶ年実践していること。(2回目以降も同様とする。)
- ④ ISO14001を取得していること。 ただし、新規に取得した場合に限る。
- ⑤交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営」を取得していること。 ただし、新規に取得した場合に対象とし、更新年は対象としない。
- ⑥ 環境対策、物流効率化、公共交通の利便性向上に資する事業であって、近畿運輸局、自 治体が行うものに参画(実証実験への参加等)していること。
- ⑦ 福祉活動への貢献に対し、福祉関係施設等から表彰(感謝状を含む。)を受けていること。
- ⑧ 地域活動等への貢献に対し、国、自治体、警察、消防から事業者として表彰(感謝状を含む。)を受けていること。
- ⑨ 新規サービスを提供すること等により、利用者利便の向上に著しく貢献していること。

※【表彰申請必要書類】

- 1. 優良自動車運送事業者表彰申請書(4枚様式)《様式2》
- 2. 社会的貢献に関する事項の各添付必要書類

【申請、問い合わせ先】

〒657-0043 兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27 社団法人兵庫県トラック協会 総務部まで ☎078-882-5556



!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から 5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!

優良自動車運送事業者表彰申請書

平成 年 月 日

近畿運輸局長

殿

氏名又	には名称	
代表	者名	(FI)
住	所	

近畿運輸局優良自動車運送事業者表彰内規第7条の規定に基づき、下記により平成 年度の 表彰を受賞いたしたく申請します。

記

1. 事業者の概要

項目	内容	★審査欄
事業者名	(ふりがな) 代表取締役氏名	適・否
住 所	(管内に本社がない方は、管内の主たる営業所の住所を記載して下さい。)	適・否
事業の種類	(該当する事業を○で囲んで下さい。) 一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 一般貨物	適・否
営業区域	(現在営業所を設置しているすべての府県を○で囲んで下さい。) 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県	適・否
免許(許可) 認可年月日 及び番号 事業年度	(事業の許可取得、または管内営業区域の許可日を記載して下さい。) 昭和 ・ 平成 年 月 日 近運(大陸) 第 号 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	適・否

項目	Þ	3		容			★審査欄
	(管内の営業所に配置する耳	車両の総数を記載	して下さい	, v _o)			
 車 両 数						台	適・否
		(うちトレーラ	ラー			台)	
	/笠 Wませい! マ モエョ		1 7	, 7 L '			
	(第一当事者として、重大事 	₿似を一年间怎匹	していない	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,)		
重大事故	重大事故 無	. 有					適・否
	(事故発生日:)	
	(基準日前1年以内に車両係	亭止以上の行政処	分を受け ⁻	ていない。	こと。)		
 行 政 処 分	 行政処分 無	ŧ·有					適・否
	(処分命令日:)	
	 	生に際 . 文音:	<u> </u>	カ机分を	受けていたし	ハアと	
	また、事故等の示談に関し					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
輸送サービス	苦情申告	無・有					適・否
	事故等の示談	無・ 有					
	(各府県にある営業所におい						
	関による巡回指導を受けた ださい。)	こ一つの宮業所名	、日時及(♪その <u>評</u> 1	曲内谷を記載	取してく	
	 大阪(営業所、	年	月	日、評価	i)	
 巡 回 指 導	京都(営業所、	-				
	兵庫(営業所、	年	月	日、評価	i)	適・否
	 滋賀(営業所、	年	月	日、評価	i)	
	奈良(営業所、	年	月	日、評価	i)	
	和歌山(営業所、	年	月	日、評価	i)	
	安全管理規程届出	有	(平成	年	月	日)	
		無					
	安全管理指針策定	有		#			
安全マネジメント	安全統括管理者届出	有	(平成	年	月	日)	適・否
		無					
	輸送の安全にかかわる		_	_	Π,	4	
	1	有 (平成	年	月	日)、	無	

2. 社会的貢献(表彰内規別表)に関する事項について

項目	内容	★審査欄
1 . 環 境 対 策	 ・国が指定する低公害車を導入した。 導入車両数 台 ※自動車検査証(写)を添付して下さい。 ☆乗用旅客自動車運送事業の場合は導入率 導入車両数 台÷全保有車両数 台= % 	適・否
	・デジタル式運行記録計を活用したエコドライブ管理システム (EMS)を導入した。 導入車両数 台 ※NEDO補助認定書類あるいは契約書(写)等を添付して下さい。	適・否
	・CO2の削減計画を策定し、3ヶ年実践した。 ※計画や実践については、改正省エネ法に規定する中長期計画書や定期報告書 を活用して作成し、添付してください。 ※排出量取引によるCO2削減の取組の場合は、上記計画書及び報告書と排出量 取引に係る算出根拠、グリーン電力証書(写)等を添付してください。	適・否
	・ISO14001を取得した。 平成 年 月 日 ※認定証(写)を添付して下さい。	適・否
	・「グリーン経営」を取得した。 平成 年 月 日 ※認定証(写)を添付して下さい。	適・否
	・実証実験等に参画した。 ※(実証実験名等)資料を添付して下さい。	適・否
2 . 福 祉 対 策	 ・移動円滑化基準に適合したノンステップバスを30%以上導入した。 導入車両数 台÷全保有車両数 台= % ※パンフレット等を添付して下さい。 	適・否

項目	内	容		★審査欄
 2.福祉対策	 ・福祉対応型貸切バス(車椅子乗降設備	付き車両)を導入	した。	
1 IM IM 7/3 2K	III III 7776	導入車両数		適・否
	※自動車検査証(写)を添付して下さい。	177 1 720		
	・福祉タクシー(寝台自動車を除く)を導	導入した。		
		導入車両数	台	
				適・否
	回転シート車を30%以上導入した。			
	導入車両数 台÷全保有車両数	台=	%	
	※自動車検査証(写)を添付して下さい。			
	・福祉活動等への貢献で、表彰(感謝状を	を含む)を受けた。		
	受賞年月日: 平成 年 月	B		
	表 彰 者 名:			適・否
	表彰の種類:			
	※表彰状(写)を添付して下さい。			
3.地域活動等	・地域活動等で貢献をして、表彰(感謝)	犬を含む)を受けた	- 0	
	 受賞年月日: 平成 年 月	В		
	表彰者名:			適・否
	表彰の種類:			
	※表彰状(写)を添付して下さい。			
	- 英担井 ビフ担供で利田老利店にご	54 1 1 2		
	・新規サービス提供で利用者利便に貢献			
	提供年月日: 平成 年 月	В		適・否
	具体的内容:			
	※パンフレット等を添付して下さい。			

【記入上の注意】

- 1.「★審査欄」は、所属協会等において事業者ヒアリングを実施して、事前審査の結果を記入して下さい。
- 2. 特に指定する資料以外で、新聞記事等、参考になると思われるものがあれば、添付して下さい。
- 3. 記載欄が不足する場合は、別葉(書式は問いません)で補足をして下さい。

県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き、定規」 贈呈式を行いました

(社) 兵庫県トラック協会では、交通事故防止事業の一環として、県下小学校の新一年生に対して、少しでも交通安全意識を持ってもらうため、昭和55年より絵入りの「交通安全啓発下敷き等」を贈呈しております。本年も、県下802校の小学新一年生50,500名に「下敷き、定規」をお贈りし、贈呈式を下記にて実施しました。

なお、贈呈式に引き続き、灘警察署、灘交通安全協会にご協力いただきトラックを使った交通 安全教室を開催いたしました。

日時

平成22年4月19日(月) 午前9時50分~(贈呈式) 午前10時00分~ (トラック交通安全教室)

場所

神戸市立 灘小学校 神戸市灘区







問い合せ先

陸 運 労 災 防 止 協 会 兵 庫 県 支 部 (兵庫県トラック協会内) 電話 078-882-5556

「第29回近畿フォークリフト運転競技大会」参加(推薦)選手の募集

~大会で県内最上位者は、全国大会へ推薦(一般部門1名、女性部門1名)いたします~

実施要領(詳しくは次ページ参照)

1 目 的

フォークリフト運転競技を通じ、順法精神と安全意識の高揚および運転の知識、技能の向上をはかり、もって安全作業の確立と実効ある労働災害防止の推進に資することを目的とする。

2 主 催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 近畿ブロック各支部

3 開催日時

平成22年8月28日(土) 9時00分~16時00分(予定)

4 大会会場

クレフィール湖東 (滋賀県東近江市平柳町22-3 TEL 0749-45-3880)

- 5 参加(推薦)資格
 - (1) 陸運労災防止協会の会員事業場の在籍専従員で、勤務成績が優秀であること。
 - (2) 参加申込日において、フォークリフト運転技能講習修了証取得後、1年以上経過していること。
 - (3) 参加申し込み日において、フォークリフトおよび自動車の運転について過去1年間(人身事故については過去3年間)無事故であること。
 - (4) 過去に全国大会で入賞(第1位~第5位)経験のないこと。
- 6 参加費

無料 (但し、当日の昼食以外の交通費等は各自でご負担いただきます。)

7 定員 60名 (但し、兵庫県支部からの推薦の定員を20名とさせていただきます。)

参加申込みが多数となった場合は、同一事業場からの参加(推薦)選手の人数制限ありますのでご了承下さい。

申し込み先(問い合わせ先)

別紙「参加申込書」に、「フォークリフト運転技能講習修了証」のコピーを添付して、下記あてご送付ください。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部 (担当 高田)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 兵庫県トラック協会内

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

申込み締切り(第1次) 平成22年6月11日(金)

<フォークリフト運転従事者安全衛生教育講習会を開催します>

フォークリフト運転技能講習講師による学科「関係法令」「力学」「荷役に関する知識」 の取得、実車を使用した点検(作業開始前点検の実演)および「安全衛生法の遵守基本操作 技術」の講習会を開催します。(詳しくは、別紙案内を参照下さい。)

開催日時 平成22年6月12日(土) 9:00~16:30

開催場所 神戸港湾教育訓練協会(神戸市中央区港島8丁目11番3号)

※ 講習会参加者で大会に出場される方には、大会に向けた特別講習を講習に合わせて実施します。また、学科問題で使用される「フォークリフト運転士テキスト」を配布します。 (無償)

8 表彰等 競技部門 「一般の部」と「女性の部」の2部門

選手表彰 (1位~5位までの入賞者 大会会長賞状および副賞)、参加賞 (出場選手全員)

9 競技種目および審査の概要

学科競技、点検競技、運転競技の3種目の競技を行なう。

学科競技の問題は「フォークリフト運転士テキスト」から出題し、実科競技は、フォークリフト運転技能講習規程に基づき実施する。

(1) 学科競技

所要時間40分で、安全な運転の方法に関する必要な知識取得状況について、正誤方式により試験する。

出題数は50間とし、試験内容は、関係法令、走行に関する装置の構造および取扱いの方法、荷役に関する装置の構造および取扱いの方法、運転に必要な力学について行なう。

(2) 点検競技

安全な仕事をするための「作業開始前点検」を主体として、フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を発見、報告する方法とし、点検要領の適切性について審査する。 制限時間は5分とする。

使用車両は、最大荷重2.5トン(トルコン式ディーゼル車)カウンターバランス型とする。

(3) 運転競技

安全かつ正確に運転・荷役することを主体として、安全衛生法の順守基本操作技術について審査し、とくに安全を無視した運転方法に対しては厳しく減点する。

標準所要時間5分で、競技用コースを走行、および荷の積卸しを行なう。(5分経過後は、5秒以内毎に5点減点する)

使用車両は、最大荷重25トン(トルコン式ディーゼル車)カウンターバランス型とする。

※使用車両については、出来る限り、全国大会の仕様に併せたものといたしますが、諸事情により変更となる場合もあります。(出場選手には、大会要綱を送付いたしますのでご確認下さい。)

10 競技の配点

配点・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000点(満点)

ア. 学科競技・・・・・・・・・ 3 0 0 点

イ. 点検競技・・・・・・・・・・・ 100点

ウ. 運転競技・・・・・・・・・ 600点

11 順位の決定

総合得点(満点1,000点)の高い者をもって上位とするが、同点の場合は、まず運転競技の成績の良い者を上位とする。さらに、運転も同点の場合には点検の良い者とし、なおかつ同点の場合には運転競技の所要時間の短い者を上位とする。

全国大会への推薦

兵庫県からの参加選手のうち、当該大会において入賞の有無にかかわらず最優秀の成績を修められた一般部門1名(県内の参加選手が20名以上となった場合は2名)、女性部門1名を平成22年9月26日(日)に埼玉県トラック総合教育センター(埼玉県深谷市)で開催される「第25回全国フォークリフト運転競技大会」に兵庫県支部代表選手として推薦いたします。

ただし、一般の部において2名を推薦する場合は、これら2名が同一企業に所属する者でないこととし、また、女性の部において推薦する者が、一般の部で推薦する同一企業の者となった場合も原則、当該大会の成績が次点の者とします。

第29回近畿フォークリフト運転競技大会参加申込書(選手推薦書)

申込日:平成 年 ふりがな 性別 男・女 選手氏名 =現住所 電話番号 (携帯電話) (支店・営業所) (会社名) 会員名 (所在地) Ŧ 所属 事業場名 (TEL)(FAX)(所属・役職) (氏名) 連絡担当者 標記は、当事業場専従員であり、参加申込み日において、フォークリフト及び自動 車の運転について過去1年間(人身事故については過去3年間)無事故であり、大会実 施要領の参加資格を有していること証します。 参加資格 の証明欄 証明者署名 (所属事業場責任者等) 役職 氏名 印

上記個人情報は、当該大会及び全国大会の推薦時以外使用いたしません。

フォークリフト運転従事者安全衛生教育講習会

< H22.6.12(土) 9:00~>の参加

所持するフォークリフト運	壓技能講習修了証	(コピー貼付欄	※表・裏)

参加

不参加

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会(31時間講習)

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転(道交法による道路上を走行させる運転を 除く)の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなけれ ば就業できません。

1. 講習日時・会場

学	講	習	日	平成22年6月3日(木) 9時~ 8時45分受付
子	会		場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。
				(公共交通機関を利用して下さい)
実	講	習	日	平成22年6月6日(日) 8時~ 7時45分受付 6月12日(土) 8時~ 6月13日(日) 8時~
技	会		場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島8-11-3 ※駐車場:有

2. 受講料

	受講 料	テキスト代	合 計	受講資格
兵卜協 会 員	33,600円 (内消費税5% 1,600円)	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 内消費税5% 1,600円	普通自動車運転免許を
非会員	33,600円 (内消費稅5% 1,600円)	1,400円 (内消費税5% 66円	35,000円 (内消費税5% 1,666円)	有し、満18歳以上の方。

3. 申込要領

- (1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受** 付を行ってから次の①~④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。
 - ① **受講申込書**((A4サイズにコピーして使用して下さい)
 - ② **証明写真 2 枚** (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)
 - ※ 合格された場合の**修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。** 2 枚のうち 1 枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。
 - ③ 本籍地を証明できる書類
 - ※ 住民票の写し等(運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可)

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内 陸運労災防止協会兵庫県支部 電 話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時~16時(12時~13時は除く)。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。 受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間 平成22年5月10日(月)~平成21年5月26日(水)必着 ただし、期間にかかわらず定員(50名)に達ししだい締め切ります。 (定員に空きがあれば、前日まで受付可)

4. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、**学科実技共、修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持 参 品

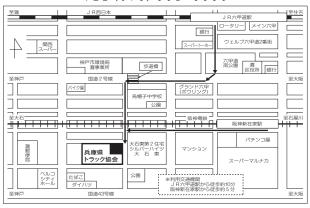
学科講習日:受講票・筆記具 (えんぴつ・消しゴム)

実技講習日:受講票・ヘルメット・安全靴・作業服(長そで:運転の際は長そでで行い

ます)・カッパ (雨天の場合でも実施致します)

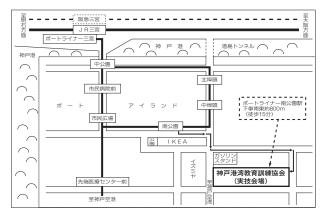
学 科 会 場 (社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 TEL(078)882-5556



実 技 会 場 神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



証明写真を

貼付して下

フォー	ークリフ	ト運転	技能	講習	会					さい。	
						修了証	台帳			縦3.5 c	e m
										横2.5 c	e m
ふり 7	がな					性別		*			
						男	修了証				
氏	名						番号				
						女					
生年。	月日	昭和	年	月	日生	交付年	三月日	*			
		=									都
現 住	所								本		道
(修了証に	載ります)								籍		府
		電話	舌(携背	帯電話)							県
		〒									
	所在地										
勤務先		電言	括				FAX				
	名 称										
		1. 大型	型特殊(カタピ	ラ限定な	し)	免許	証番号			
所持する	る自動車	2. 大	型								
		3. 中	型				取得	年月日			
運転免	注 許 証	4. 普	通					年	月	日	
		5. 大型	型特殊(カタピ	ラ限定付	.)	発行	者			
		(注)所持	する免許	年に○を	付けて下さ	(1)				公安委	員会_
ここに	自動車運輸	云免許証	のコピ	一を貼	付して		平月	戊 ′	年 月	月日	
下さい。											
							<u>受講者</u>	皆氏名_			(EJ)
	` 		<i>F</i>	- F	ı H						
音谷・円	交付年月	∃ ※	年	三 月] 目						

受講申込書

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

講習会のお知らせ

◎ はい作業主任者技能講習会

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に 積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注:当日は8時45分より受け付けします。

建羽口吐	1日目	平成22年 6 月23日(水) 9 時~17時
講習日時	2 日目	平成22年 6 月24日(木) 9 時~18時
講習会場	神戸市	県トラック協会 難区大石東町2丁目4-27 の為の駐車場はありません。

2. 受講料

	受講 料	テキスト代	合 計
兵卜協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	陸災防兵庫県支部負担	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

4. 申込要領

- (1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受** 付を行ってから次の①~④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。
 - ① **受講申込書**(A4サイズにコピーして使用して下さい)
 - ② **証明写真 2 枚** (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)
 - ※ 合格された場合の**修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。** 2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。
 - ③ 本籍地を証明できる書類
 - ※ 住民票の写し等(運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可)
 - ④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内 陸運労災防止協会兵庫県支部 電 話 (078) 8 8 2 - 5 5 5 6

※ 持参される場合の受付時間は、10時~16時(12時~13時は除く)。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。 受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間 平成22年5月17日(月)~平成22年6月11日(金)必着 ただし、期間にかかわらず定員(100名)に達ししだい締め切ります。 (定員に空きがあれば、前日まで受付可)

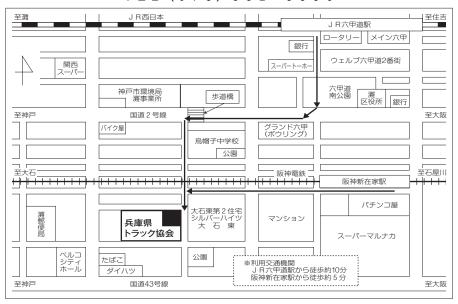
5. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、**修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。 2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

はい作業主任者技能講習会場 (社) 兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 TEL(078)882-5556





	受講甲辺
はい作業主任者技能講習会	

受講申込書

写真**貼付し** て下さい。 縦3.5cm

修了証台帳

概3.50 m 横2.5c m

ふり	がな					性別		×		
						男	修了証			
氏	名					•	番号			
						女				
生 年	月日		年	月	日生	交付	年月日	*		
		Ŧ								都
現住	三 所								本	道
(修了証に	こ載ります)								籍	府
		電話	(携帯電	(話)						県
		₹								
	所在地									
勤務先		電話				F A	ΑX			
	名 称									

				証		明		書				
						受請	青 者氏名	ı				
上記	己の者は、	はい付け	ヤスはは	いくず	しの化	乍業に		年	月から	年	i	月まで
3 年以	上従事し	た経験を	を有する	る者であ	らるこ	とを記	正明しま	ミす。				
	平成	年	月	日								
						<u> </u>	事業者名	1				_
						<u> </u>	事業 者				Ø	<u>) </u>
書替。	• 再交付年	平月日	*	年	E	月	目					

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

平成22年度 技能講習会実施予定表

実施日及び場所は予告無く変更となりますので、申込の前に必ず当該講習の受講案内を確認してください。

講習名	講	受講定員	
	Ĭ	定貝	
第 1 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h·31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年6月 ※詳しくは51P、52Pを ご参照下さい。	50名
第 2 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h·31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年9月	50名
第 3 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h·31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年11月	50名
第 4 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h·31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成23年3月	50名
第2回 はい作業主任者技能講習会	2日間	6月 ※詳しくは54P、55Pを ご参照下さい。	100名
第3回 はい作業主任者技能講習会	2日間	8月	100名
第4回 はい作業主任者技能講習会	2日間	10月	100名
第5回 はい作業主任者技能講習会	2日間	12月	100名
第6回 はい作業主任者技能講習会	2日間	平成23年2月	100名

場所は主に神戸市(兵庫県トラック協会研修センター)を予定

[※]フォークリフト運転技能講習の2日間(11時間)講習については、現在業務規定を改正中ですので 詳細は、決定次第お知らせ致します。

燃料価格情報

軽油「元売別」購入価格表 (平成22年3月末現在)

(単位:円/パッ)

	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
元	売名	平 均	平 均	平 均	平 均
新	日 本	87.43	90.40	98.71	93.00
出	光	87.83	94.80	94.83	
J	エナジー	105.20		89.80	92.77
コ	スモ	87.58	89.13	97.43	99.00
昭	和シェル	88.15	88.70		92.00
モ	ービル	87.00		95.00	
エ	ッソ	88.40			104.00
そ	の他	87.50	90.96	96.33	95.02
総	計	88.53	90.54	96.65	95.56
22	全国平均	87.77	調査なし	93.18	93.63
2	近畿平均	86.63	門上はし	93.88	96.07

兵ト協調 べ

全ト協調 ベ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表(兵ト協調べ)

(単位:円/パル)

区分	ローリー	組 合	カード	スタンド	
集計月	平 均	平 均	平 均	平 均	
平成21年4月	71.15	73.88	83.05	81.06	
平成21年5月	73.73	75.90	84.25	81.93	
平成21年6月	74.72	77.00	86.09	81.87	
平成21年7月	76.19	78.70	86.56	84.30	
平成21年8月	80.42	81.64	87.57	88.38	
平成21年9月	82.87	84.27	89.40	86.86	
平成21年10月	84.57	86.77	92.63	92.48	
平成21年11月	82.43	86.87	91.32	90.37	
平成21年12月	85 . 73	88.15	92.48	91.15	
平成22年1月	85.25	89.59	94.06	95.85	
平成22年2月	87.62	90.23	96.75	94.55	
平成22年3月	艾22年 3 月 87.10 8		96.77	93.18	
平成22年 4 月	88.53	90.54	96.65	95.56	
年 間 平 均	81.56	84.08	90.58	89.04	

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

"軽油は兵庫県下で買いましょう"

(県からの補助金に大きく影響します)

会員だより

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代表者名	主たる連絡先
22.3.31	西宮	一般	ヤマトマルチチャーター(株)	西川惠	〒572-0846 大阪府寝屋川市高宮栄町5番1号 ☎ 072-811-3955 FAX 072-811-4011

退会届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代表者名	備考
22. 3 .25	西 播	一般	(有)姫路ピアノサービス	西田克朗	事業廃止
3.26	東部	一般利用	栄 運 輸 (株)	神林宏之	事業廃止
3.29	神戸中央	一般	侑)神星トランス	ナスルサイエド アハマドイサ牧子	都合により
4.5	明 石	一般	西白運送侑	坂之上民彌	兵庫県廃止
4.7	東部	一般	侑 サカヒラ	坂 平 漢 道	事業廃止
4.12	東神戸	利用	日本デリカ運輸㈱	前 田 忠 男	都合により

変更届

届出年月日 会員名簿 変更事項		変更事項	(旧)	(新)		
22. 3.25	P.14	代 表 者	中日本マルエス(株) 松 本 寛 治	宮田泰幸		
3.25	P.67	代 表 者	ますもと運輸㈱ 増 本 和 正	増 本 幸 由		
		合 併	株 新 開 ティ ・エ ス	新開㈱		
3.29	P.122	名称・住所	新 開 ㈱ 東京都大田区東海四丁目2-26	(株) 新開トランスポートシステムズ 〒135-0016 東京都江東区東陽三丁目7-13		
4.2	P.155	代表者(2名)	(株) 西日本ロジスティクス 藤 沢 秀 幸	藤 沢 秀 幸・竹 中 領		
4.2	P.66	住 所 TEL・FAX	福 井 運 輸 ㈱ 神戸市東灘区住吉浜町19-8 TEL 078-841-3813 FAX078-811-5904	〒660-0085 尼崎市元浜町1丁目78-1 TEL06-4869-5306 FAX06-4869-3386		
4.5	P. 5	代 表 者	岸 運 輸㈱ 岸 一 雄·岸 良 和	岸 一雄・岸 正和		
4.9	P.156	住 所	フジプレアムロジスティクス㈱ 高砂市梅井5丁目3-1	〒 671-2216 姫路市飾西38-1		
4.20	P.95	代 表 者	神戸ヤマト運輸㈱ 伊 本 寿 和	野口雄二		

かなしみ

年月日	支部名		氏		名		会 社 名
22.2.28	北播支部	岡	本	正	之	様	岡 本 華 典 (株)
3.24	明石支部	長	谷川	利	夫	様	侑 長 谷 川 運 送

* ------

会員名簿正誤表

兵ト協ニュース4月号会員だより「変更届」の一部記載事項に誤りがあり、会員の皆様にご 迷惑をお掛けしましたこと、心よりお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたし ます。

Page	支 部	会 社 名 役員氏名	正	誤		
81	神戸中央	(有) タカロジテム	住所 〒651-0082 神戸市中央区小野浜町9-55	住所 〒657-0082 神戸市中央区小野浜町3-55		



ちょっとした地球への思いやり エコ・ドライブ推進中! です

協会日誌

月日	行 事 名	場所	月日	行 事 名	場所
	春の全国交通安全運動出発式(県警) 春の全国交通安全運動 春の全国交通安全運動啓発活動 東灘警察交通安全運動キャンペーン 兵ト協 総務委員会 灘警察交通安全運動キャンペーン 自動車関係団体連絡会議 百貨店部会「正・副部会長会議」 百貨店部会「全体会議」 交通事故死ゼロを目指す日 全ト協安全対策ワーキンググループ 平成22年度第回近畿地区道路利用者会議(定例会議) はい作業主任者技能講習【1日目】	マ(全名上甲兵桜自兵兵 全福交兵) 国路A街協点館協協協際館協	5 • 21 22 24 25 26 27	陸災防本部 理事会・通常総代会 兵ト協 西神戸支部 総会 全ト協 重量部会 常任委員会 兵庫県不正軽油対策協議会 全国道路利用者会議 第62回定時総会 兵庫県大気環境保全連絡協議会理事会 全ト協 振興センター理事会 全ト協 交付金運営中央委員会 第48回 通常総会 全ト協タンクトラック・高圧ガス部会	ル原ラ戸協館館定ル原ル原列戸協館館定ル原ル原列原列 ト 展会 ホールトラインルト 展会 ホールトー・ティン・ト 大会 は ボール・トー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
14	交付金事業実施報告ヒアリング	運輸局			
I	はい作業主任者技能講習【2日目】	兵卜協		― 6月の予定 ―	
16 19 20	兵ト協 幹事会 近畿運輸局・近畿トラック協会との連絡会 兵青協HOT 21総会 交通安全下敷き等贈呈式 監事監査	兵運運山神灘兵窟 医松 協居 局屋区校 協い	6 · 1 3 5 6	兵庫県大気環境保全連絡協議会総会フォークリフト運転技能講習会【1日目】 百貨店部会「平成22年度定時総会」フォークリフト運転技能講習会【2日目】 危険物安全週間	兵庫県公館 兵 山 口港 教育訓練協会 全 上
21	KTS正副会長会議 兵庫県環境審議会大気環境部会 交付金運営委員会	奈良ロイヤルホテル別明中の場所を関する。	7 8 9	兵庫県適正化事業実施機関評議委員会 運行管理の徹底及び下請法について(説明会) 基礎講習	兵 兵 ト 海 海 海 海 浦
22	全国専務理事業務連絡会議	全ト協		運行管理の徹底及び下請法について(説明会)	西部
23		東海クラブ ホテル北野プラ ザ 六 甲 荘 神 仙 閣	10	基礎講習 全卜協 正副会長会議 全卜協 常任理事会•理事会合同会議	神博 全 ト 協
24		A N A クラウンプ ラザホテル神戸 い こ い の 村 は り ま		(道運研評議員会) 全ト協 振興センター評議員会	全ト協
26		兵ト協	11	基礎講習	神戸海洋博物館
27	兵ト協 正・副会長会議	兵ト協		運行管理者基礎講習	
	兵卜協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協	12	フォークリフト運転技能講習会【3日目】	(社)神戸港湾 教育訓練協会
28	7 (100) (100)	海月館	13		(社)神戸港湾教育訓練協会
5 • 7	自動車関係団体連絡会	自動車会館	15		福 岡 県 兵 ト 協
9 10	兵ト協 但馬支部 総会 食品部会「正副部会長・監事合同会議」	玉造温泉 兵 ト 協	16	全国支部事務局長・交通荷役労働災害防止指導員合同会議	航空会館(東京都)
10	食品部会「役員会	兵ト協	17	全国交通荷役労働災害防止指導員会議	航空会館
12	ダンプ部会情報交換会	兵ト協		運輸安全マネジメント研修会	兵ト協
	理事会	兵 ト 協	18	兵ト協 天狼会 総会	とけいや 大阪新阪急
1	安全性評価事業説明会	研修センター 部		近畿トラック協会 正・副会長会議	大阪 新 阪 忌 ホーテール 秋田キャッスル
24	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	研修センター品川プリンス	22	全上協重量部会通常総会	ホテル
17 18	全ト協海コン部会正副部会長会議 安全性評価事業説明会	兵ト協	23	はい作業主任者技能講習【1日目】 はい作業主任者技能講習【2日目】	兵 ト 協 兵 ト 協
19		和田山ジュピターホール	4	全卜協、決算総会(懇親会)	第一ホテル 東 京
20		全ト協		全ト協振興センター理事会	第一ホテル東
21	兵卜協 東播支部総会	加 古 川市民会館		全ト協 正副会長会議	第一ホテル東京

|社日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針|

(平成15年10月21日策定)より抜粋

等の法令違反となるような要求は 法令を遵守し、 運送事業者に対 i しない。 て、 過積載や高さ制限違反

1.

2. 運送事業者の選定にあたっては、 良事業所認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する。 ISO9001基準や安全性優

3. を含め、 法令違反を繰 毅然とした態度で臨む。 り返 す運送事業者に対 L て は 取引の 停 止など

議・会合の実施、 運 啓蒙活動に努める。 送事業者との 協 安全パンフレットの配布など安全運送の確保と カの ŧ ٤, 安全運送に関 する 定 期 的 な 協

4.



マークのトラックは

高品質な輸送を

ご提供します。

